

規制薬物（覚せい剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん、けしがら）又は指定薬物と同様の薬理作用を有する物品で、規制薬物及び指定薬物を含まない物品であるように装った

「脱法ドラッグ」がまん延しています。

厚生労働省から13年3月22日、脱法ハーブに混ぜられる化学物質で、幻覚や興奮作用をもたらす可能性が高い772物質を一括して指定薬物とする省令が公布されま

した。

最近、インターネットで「脱法ドラック」を通信販売していた業者が摘発される事案も出ています。「合法」という言葉を使ったり、乾燥植

772物質が指定！

物、リキッド、パウダー、お香、アロマオイル、バスソルトなどと称して販売されています。薬物の正しい知識を学び、その恐ろしさから自分と周りの人たちを守りましょう。

防犯一口メモ